

注意喚起（巣鉛の輸出入について）

環境省

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）において、鉛蓄電池は破碎されているかどうかを問わず規制対象となっており、下の写真のように、鉛蓄電池を解体したいわゆる巣鉛と呼ばれる状態になった鉛極板についても、バーゼル法の規制対象物となります。

これらを再生利用目的で輸出入する者は、外国為替及び外国貿易法に基づく承認を受ける義務があるのでご注意ください。

